

野々市市子ども計画策定支援業務委託に係るプロポーザル審査会要領

(設置)

第1条 本市における野々市市子ども計画策定支援業務計画における業務委託を行う事業者の公正かつ迅速な選定を行うため、野々市市子ども計画策定支援業務計画における業務プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審査会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 事業者の審査及び選定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、事業者の選定において必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 審査会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、健康福祉部長をもって充てる。
- 3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 野々市市主任児童委員
 - (2) 野々市市子ども・子育て会議保育部会長
 - (3) 野々市市子ども・子育て会議児童部会長
 - (4) 教育部長
 - (5) その他市長が必要と認めるもの
- 4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から事業者の選定に関する協定を締結した日までとする。

(会議)

第5条 審査会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審査会の庶務は、健康福祉部子育て支援課において処理する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行し、当該業務の契約の終結の日限り、その効力を失う。